

源泉徴収票の内容に異動がある場合の記載例

給与所得について年末調整を受けた方が、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除（国外扶養親族の追加）を追加する場合

【第一表】

この申告書は、国税庁HP確定申告等作成コーナーで作成できます

手順1
7ページ
参照

手順2
8ページ
参照

手順3
13ページ
参照

マイナンバー
(個人番号)を
記入する必要
があります。

明治・「1」
大正・「2」
昭和・「3」
平成・「4」

手順4
21ページ
参照

○黒字の場合…
100円未満の端数
を切り捨てた金額
(黒字の金額が
100円未満の場合
は「0」を記入し
ます。

○赤字の場合…
金額の頭に「△」
又は「-」をつけ
てそのままの金額
を記入します。

手順5
26ページ
参照

該当する事項
がある方のみ
記入します。

手順5
26ページ
参照

還付される税
金がある方
のみ記入します。

〇〇 税務署長 平成30年2月18日 平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA0124

住所 XXX-XXXX 個人番号 XXXXXXXXXXXXX
フリガナ コクセイ タロウ 氏名 国税 太郎
生年月日 3/49/11 16 電話番号 XX-XXXX-XXXX

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	税	税の計算	その他
事業等 7	事業等 1	医療費控除 11	課税される所得金額 26 2381000	所得税 27 140600	青色申告特別控除額 51
不動産 8	不動産 2	社会保険料控除 12 1313196	上の②に対する税額又は第三表の② 27 140600	配当控除 28	平均課税対象金額 52
利子 9	利子 3	生命保険料控除 14 120000	配当控除 28	配当控除 28	延納届出額 58 000
配当 10	配当 4	地震保険料控除 15 210000	配当控除 28	配当控除 28	延納届出額 58 000
給与 11	給与 5	寄附金控除 16	配当控除 28	配当控除 28	延納届出額 58 000
雑 12	雑 6	寡婦・寡夫控除 18	配当控除 28	配当控除 28	延納届出額 58 000
公的年金等 13	公的年金等 7	勤労学生・障害者控除 19	配当控除 28	配当控除 28	延納届出額 58 000
その他 14	その他 8	配偶者特別控除 20	配当控除 28	配当控除 28	延納届出額 58 000
総合課税 15	総合課税 9	扶養控除 23 630000	配当控除 28	配当控除 28	延納届出額 58 000
長期一時 16	長期一時 10	基礎控除 24 380000	配当控除 28	配当控除 28	延納届出額 58 000
一時 17	一時 11	合計 25 2844196	配当控除 28	配当控除 28	延納届出額 58 000
所得金額 18	所得金額 12		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 19	所得金額 13		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 20	所得金額 14		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 21	所得金額 15		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 22	所得金額 16		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 23	所得金額 17		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 24	所得金額 18		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 25	所得金額 19		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 26	所得金額 20		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 27	所得金額 21		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 28	所得金額 22		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 29	所得金額 23		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 30	所得金額 24		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 31	所得金額 25		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 32	所得金額 26		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 33	所得金額 27		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 34	所得金額 28		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 35	所得金額 29		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 36	所得金額 30		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 37	所得金額 31		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 38	所得金額 32		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 39	所得金額 33		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 40	所得金額 34		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 41	所得金額 35		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 42	所得金額 36		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 43	所得金額 37		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 44	所得金額 38		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 45	所得金額 39		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 46	所得金額 40		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 47	所得金額 41		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 48	所得金額 42		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 49	所得金額 43		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 50	所得金額 44		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 51	所得金額 45		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 52	所得金額 46		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 53	所得金額 47		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 54	所得金額 48		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 55	所得金額 49		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 56	所得金額 50		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 57	所得金額 51		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 58	所得金額 52		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 59	所得金額 53		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 60	所得金額 54		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 61	所得金額 55		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 62	所得金額 56		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 63	所得金額 57		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 64	所得金額 58		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 65	所得金額 59		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 66	所得金額 60		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 67	所得金額 61		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 68	所得金額 62		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 69	所得金額 63		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 70	所得金額 64		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 71	所得金額 65		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 72	所得金額 66		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 73	所得金額 67		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 74	所得金額 68		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 75	所得金額 69		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 76	所得金額 70		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 77	所得金額 71		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 78	所得金額 72		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 79	所得金額 73		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 80	所得金額 74		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 81	所得金額 75		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 82	所得金額 76		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 83	所得金額 77		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 84	所得金額 78		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 85	所得金額 79		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 86	所得金額 80		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 87	所得金額 81		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 88	所得金額 82		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 89	所得金額 83		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 90	所得金額 84		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 91	所得金額 85		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 92	所得金額 86		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 93	所得金額 87		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 94	所得金額 88		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 95	所得金額 89		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 96	所得金額 90		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 97	所得金額 91		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 98	所得金額 92		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 99	所得金額 93		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600
所得金額 100	所得金額 94		所得税 27 140600	所得税 27 140600	所得税 27 140600

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成30年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを参照してください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。

- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例① 縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③

【第二表】

(所得控除に追加する事項)

- 社会保険料控除 国民年金基金 240,000 円
- 生命保険料控除 旧個人年金保険料 100,000 円
- 扶養控除 国税 一郎 (子・所得 38 万円以下・〇〇国在住)

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際金額とは異なります。

手順1
7ページ
参照

手順2
8ページ
参照

24ページ
参照

手順6
27ページ
参照

平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

所得から差し引かれる金額に関する事項

住所 〇〇市△△町×-×-×
氏名 国税 太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	収入金額	所得及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	7,140,000	233,900
所得の合計		233,900

所得から差し引かれる金額に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
給与	7,140,000		7,140,000
所得の合計			7,140,000

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 233,900

所得税控除額 63

扶養控除額 63

扶養親族の氏名 国税 一郎 生年月日 平 21.6.1 住所 〇〇国△△

扶養親族の個人番号 XXXXXXXXXXXXX

扶養親族の所得 〇

第二表 平成30年分以降降用 〇 養親は 養親と 補填しなくてはならない。 〇 源泉徴収票、国民年金保険料及び健康保険料の源泉徴収票を添付しなくてはならない。 〇 養親は 養親と 補填しなくてはならない。 〇 源泉徴収票、国民年金保険料及び健康保険料の源泉徴収票を添付しなくてはならない。

手順3
13ページ
参照

控除対象扶養親族が国外居住親族である場合に〇を記入します。

国外に住んでいる扶養親族の住所を記入します。

控除対象配偶者、同一生計配偶者や扶養親族などのマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。

【国外居住親族の扶養控除等について】

居住者が確定申告において、非居住者である親族（「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、配偶者（特別）控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、その国外居住親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければなりません。

詳しくは、「平成 30 年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の 38 ページをご覧ください。

※ 給与等（公的年金等）の源泉徴収又は年末調整において、源泉徴収義務者に提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示する必要はありません。

(参考) 給与所得の源泉徴収票

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所又は居所 〇〇市△△町×-×-×	(受給者番号)															
		(役職名)															
		氏名 (フリガナ) コクゼイ タロウ															
		名 国税 太郎															
種別		支払金額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額		源泉徴収税額							
給与・賞与		内	千	円	千	円	千	円	内	千	円						
		7	140	000	5	226	000	1	959	196	233	900					
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数						
老人		千		円		特定		老人		その他							
有		千		円		人		人		人							
○		380		000						1							
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額								
内			千			円			千			円					
1,073			196			105			000			21			000		
(摘要)																	
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額							
		25,000		35,000		90,000				25,000							
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		控除開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)									
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ) コクゼイ リョウコ		氏名		国税 良子		個人番号									
控除対象扶養親族		(フリガナ) コクゼイ ジロウ		氏名		国税 二郎		個人番号									
1																	
2																	
3																	
4																	
未成年者		外国人		死亡退職者		乙欄		本人が障害者		その他							
中途就・退職		就職		退職		年		月		日							
						30											
支給者		住所(居所)又は所在地		〇〇区〇〇 ×-×-×		氏名又は名称		〇〇産業株式会社		(電話) ××-××××-××××							

【ご注意】
 ◎ 支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票(原本)」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。